

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する排除命令について

平成20年7月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の2社（以下「2社」という。）がそれぞれ提供する「ひかり電話」と称するIPネットワーク技術による音声電話サービス（以下「ひかり電話」という。）に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、2社に対して、排除命令（別添1及び2排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	代表取締役 江部 努
西日本電信電話株式会社	大阪府中央区馬場町3番15号	代表取締役 大竹 伸一

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

2社は、ひかり電話を一般消費者に提供するに当たり、平成19年2月ころから同年11月ころまでの間、チラシ、ダイレクトメール、新聞折り込みチラシ、新聞広告及びリーフレットにおいて、以下の表示を行っていた。

ア Bフレッツ利用料又はフレッツ光プレミアム利用料についての表示

ひかり電話を利用するに当たって、NTT東日本の場合はBフレッツ利用料^(注1)、NTT西日本の場合はフレッツ光プレミアム利用料^(注2)（以下両者を併せて「光ファイバ利用料」という。）が必要であるにもかかわらず、以下のとおり、その旨を記載せず又は明りょうに記載せず、あたかも、通話料以外に月額基本料及びひかり電話対応ルータ利用料（NTT東日本の場合であって集合住宅における利用の場合）のみで利用することができるかのように表示していた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

表 示 内 容	
<p>【新潟県内で配布したチラシ】 「光ファイバーを利用したおトクな I P 電話サービス ひかり電話」と記載の上、「月額基本料がこんなにおトク！ 997.5円(税込) ひかり電話」と、月額基本料にひかり電話対応ルータ利用料を加えた金額を記載</p>	ひかり電話を利用するためには、光ファイバ利用料が必要であることを記載していない。
<p>【千葉県内で配布したダイレクトメール】 「ひかり電話 A (エース) で電話代もトクしよう！」と記載の上、「月額利用料 2,047円/月(税込)」と、月額基本料にひかり電話対応ルータ利用料を加えた金額を記載 ----- 前記記載と同一視野でない箇所に、前記記載と比して小さい字による「ひかり電話の共通注意事項 本サービスのご利用には N T T 東日本が提供する「Bフレッツ」と「ひかり電話対応ルータ」が必要です。」との記載は見やすいものではない</p>	
<p>【山口県内で配布したダイレクトメール】 「月々の費用もこれで納得！」及び「ひかり電話 A エース」と記載の上、「月額利用料合計 1,500円(税込み 1,575円)」と記載</p>	

(注1) Bフレッツ利用料とは、「Bフレッツ」と称する光ファイバ設備を用いた通信サービスの利用料のこと

(注2) フレッツ光プレミアム利用料とは、「フレッツ光プレミアム」と称する光ファイバ設備を用いた通信サービスの利用料のこと

イ ひかり電話対応ルータ利用料についての表示

N T T 東日本の場合、集合住宅においてひかり電話を利用するに当たって、ひかり電話対応ルータ利用料が必要であるにもかかわらず、以下のとおり、その旨を記載せず又は明りょうに記載せず、あたかも、通話料以外に月額基本料及びBフレッツ利用料のみで利用することができるかのように表示していた。

表 示 内 容	
<p>【岩手県内で配布した新聞折り込みチラシ】 「電話代がおトクに！！」及び「「Bフレッツ」を利用した I P 電話サービス ひかり電話」と記載の上、「「Bフレッツ」と一緒に申し込むだけ！」及び「月額利用料<「基本プラン」の場合> 加入電話に比べて月額基本料金 1,680円(税込) 2が約 1/3 525円(税込)」と記載</p>	ひかり電話を利用するためには、ひかり電話対応ルータ利用料が必要であることを記載していない。
<p>【埼玉県内で配布した新聞折り込みチラシ】 「F L E T ' S 光に入ったら、ひかり電話で電話代をもっとおトクに！！」及び「ひかり電話 A エース 通話料と便利なサービスがセットになって 1,575円/月(税込)！」と記載 ----- 前記記載と同一視野でない箇所に、前記記載と比して小さい字による「本サービスの利用には N T T 東日本が提供する「ひかり電話対応ルータ」が必要です。Bフレッツ マンションタイプをご利用の場合、ひかり電話対応ルータ利用料 450円(税込 472.5円)が必要です。」との記載は見やすいものではない</p>	

ウ 全国一律で3分ごとに8.4円の通話対象についての表示

ひかり電話の通話料は、通話対象が加入電話、I S D N 規格による電話(以下「I S D N」という。)及びひかり電話を利用する者である場合に限り、当

該通話料が全国一律で3分ごとに8.4円であるが、以下のとおり、その旨を記載せず、あたかも、通話対象に関係なく、当該通話料が全国一律で3分ごとに8.4円であるかのように表示していた。

表 示 内 容	
【NTT東日本の営業区域で配布した新聞広告】 「ひかり電話」と記載の上、「全国一律の通話料3分8.4円(税込)」と記載	ひかり電話の通話料が3分ごとに8.4円なのは、通話対象が加入電話、ISDN又はひかり電話を利用する者である場合に限られることを記載していない。
【福岡県内で配布した新聞折り込みチラシ】 「全国どこでも通話料一律8.4円/3分」と記載	

- エ 「ひかり電話A」に含まれる通話料504円分の通話対象についての表示
「ひかり電話A」と称する料金プランに含まれる通話料504円分で通話できる通話対象は加入電話、ISDN及びひかり電話を利用する者である場合に限られるが、以下のとおり、その旨を記載せず又は明りょうに記載せず、あたかも、当該通話料分の通話対象には制限がないかのように表示していた。

表 示 内 容	
【NTT東日本の営業区域で配布したリーフレット】 「ひかり電話A」と記載の上、「最大3時間相当(税込504円分)の通話料がセットになって」及び「月額基本料に含まれる通話料分504円分(税込)(最大3時間相当)」と記載	504円分の通話料で通話できる通話対象は、加入電話、ISDN又はひかり電話を利用する者である場合に限られることを記載していない。
【千葉県内で配布したダイレクトメール】 「ひかり電話A(エース)で電話代もトクしよう!」と記載の上、「最大504円(税込)の通話分もセット!」と記載 前記記載と同一視野でない箇所に、前記記載と比して小さい字による「ひかり電話A(エース)の注意事項 月額利用料に含まれる音声通話分の通話の対象は、NTT東日本、NTT西日本の加入電話、ISDN、ひかり電話となります。」との記載は見やすいものではない	
【山口県内で配布したダイレクトメール】 「月々の費用もこれで納得!」及び「ひかり電話Aエース」と記載の上、「最大3時間分(税込み504円)の通話ができ、余った通話分は翌月に繰り越せる!」と記載	
【NTT西日本の営業区域のうち滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県及び香川県を除いた区域で配布したダイレクトメール】 「ひかり電話Aエース」と記載の上、「無料通話料 通話料コミコミ!504円分(税込)」と記載	

(2) 排除措置の概要

- ア 前記表示は、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2及び3 (省略)